

令和5年度免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援

モデル事業 公募要領（再公募）

令和5年6月

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

令和5年度免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援
モデル事業 公募要領

1. 目的

免疫アレルギー疾患を有する者は、症状の悪化や治療のための通院や入院のため休職等を余儀なくされるなど、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがある。厚生労働科学研究においても、治療や通院等のために仕事量や内容が制限された方、仕事のために通院が制限され症状が悪化した方が一定数存在していることが明らかとなっており、治療と仕事を両立できる体制の整備が求められている。

また、令和4年3月に、アレルギー疾患対策に関する基本的な指針（平成29年3月厚生労働省告示第76号）（以下「アレルギー基本指針」という。）が一部改正され、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるよう環境の整備等に関する施策について各事業者団体に対し、周知を図ることとされたところである。

さらに、リウマチ患者に関しては、平成30年11月に、「厚生科学審議会疾病対策部会リウマチ等対策委員会報告書」（以下「リウマチ等対策委員会報告書」という。）に基づき、リウマチ患者における治療と仕事や学校生活の両立の支援について、その現状や課題を把握した上で、推進する方法を検討することが望ましいこととされているところである。

このようなことから、免疫アレルギー疾患患者又はその家族等（以下「患者等」という。）が、治療を受けながら安心して仕事の継続や復職に臨めるように、患者等のおかれた事情を総合的に勘案し、治療と仕事（若年成人期の患者については、学校生活を含む。以下同じ。）の両立支援を行うモデル事業を実施し、患者等に対する治療と仕事の両立支援の推進を図ることを目的とする。

2. 応募の資格

以下の（1）～（6）の全ての要件を満たす法人格を有する団体であること。

- （1）本事業に関する事務処理等を適切に実施する能力を有すること。
- （2）本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。
- （3）厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- （4）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同

意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (5) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (6) 「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」(平成29年7月28日付け健発0728第1号厚生労働省健康局長通知。)に基づき、都道府県から、都道府県アレルギー疾患医療拠点病院(以下「都道府県拠点病院」という。)に選定されていること。

3. 事業内容等

(1) 事業内容

両立支援コーディネーターの研修を受講した相談支援員を都道府県拠点病院に配置し、患者等の個々の状況に応じた治療と仕事の両立支援プランを策定し、治療と仕事の両立支援を行う。

具体的には、留意点を踏まえて、①～⑦の取組を実施すること。

- ① 患者等に対する継続的な支援を実施するため、院内に主治医、看護師、医療ソーシャルワーカー、薬剤師、管理栄養士等の相談支援員も含めた多職種で構成する両立支援チームを立ち上げる。
- ② 相談支援員は、患者等が必要に応じて事業者や産業医(以下「事業者等」という。)の協力を得て作成した勤務情報等を記載した文書に基づき面談等を行い、治療を受けながら就労等を行うに当たっての課題等を把握する。
- ③ 相談支援員は、両立支援チームを通して情報を共有しつつ、主治医を含めたカンファレンスを行い、支援の必要性や問題点に対する対応を協議し、両立支援プランを策定する。
- ④ ③で策定した両立支援プランに基づき、主治医等が免疫アレルギー疾患患者に療養上必要な指導等を実施するとともに、診療情報等を記載した文書を作成し、事業者等に提供する。また、必要に応じて事業者等と面談等を実施する。
- ⑤ 相談支援員は、適宜、患者等と面談等を行い、状況を把握するとともに、事業者等と情報共有を行いつつ、勤務環境等の変化に応じて、両立支援プランの見直しを行うなど、患者等への継続的な支援を実施する。
- ⑥ 本事業における取組について、普及啓発や広報等を実施し周知を図るとともに、他の医療機関で治療を受けている患者等に関する相談にも対応する。
- ⑦ 本事業の成果物(モデルケース症例、支援実績、課題や今後の方向性等をパワーポイント5枚程度にとりまとめたもの)の作成と厚生労働

省への報告を行う。また、本事業は、令和4年度E B P Mの実践における重点フォローアップ事業のロジックモデルに選定されており、以下リンク先のロジックモデルの【短期アウトカム】①～③に資する報告を行う。

○ロジックモデル

<https://www.mhlw.go.jp/content/001034053.pdf>

(留意点)

- アレルギー疾患患者又はその家族等に対する両立支援については確実に実施すること。併せて、関節リウマチ患者又はその家族等に対する両立支援についても実施することが望ましいこと。
- 地域の医療機関等と連携して実施することも可能であること。
- 相談支援員は、免疫アレルギー疾患以外の疾患についての相談支援業務など他の関連業務と兼務して差し支えないこと。
- 以下の参考情報1、特に「アレルギー疾患・関節リウマチに罹患した労働者と患者の養育者に対する治療と就労の両立支援マニュアル」を十分確認した上で、取組を実施すること。
- 参考情報2については、事業者向けのガイドライン等であるが、適宜参照し、事業者が行う患者等に対する治療と仕事の両立支援に対しても必要な協力等を行うこと。

(参考情報1)

- アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号 令和4年3月14日付一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000912428.pdf>

- 平成30年11月 リウマチ等対策委員会報告書

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000172968_00003.html

- 令和2年度免疫アレルギー疾患政策究事業「アレルギー疾患の患者および養育者の就労・就学支援を推進するための研究」
「アレルギー疾患・関節リウマチに罹患した労働者と患者の養育者に対する治療と就労の両立支援マニュアル」

https://allergyportal.jp/documents/allergy_ra_support_manual.pdf

(参考情報2)

- 事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/dl/download/guideline.pdf>

- 企業・医療機関連携マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000780069.pdf>

○啓発資料「治療と仕事の両立支援ナビ」

https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/dl/download/211001data_leaflet_kigyuu_2.pdf

(2) 実施期間

採択通知後から令和6年3月31日までとする。

(3) 予定補助事業者数

本事業における補助事業者数は、5事業者の予定である。

4. 対象経費等

本補助金は、予算の範囲内において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)などの関係法令のほか、別に定める交付要綱の定めにより交付する。

(1) 計画所要額

予算の範囲内で国庫補助が行われるため、補助額は計画所要額を下回る場合があるので留意すること。

なお、補助額は、概ね470万円の予定である。

(2) 補助対象予定経費

報償費、報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、会議費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費

5. 留意事項

(1) 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。

(2) 事業内容に即した所要額見積もりであること。

(3) 経費については社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。ただし、これによりがたい相当の理由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を計画書に添付すること。

- (4) 補助対象事業について、他の機関からの補助を受ける場合にあっては、本事業にかかる経費から他の補助金を控除した額を上限とすること。
- (5) 本事業の成果物については、好事例の取組等を全国に横展開することを目的として、厚生労働省のホームページや厚生労働省における協議会等において公表することがあるので留意すること。また、アレルギー疾患医療全国拠点病院連絡会議において、本事業の成果報告を求める可能性があるため、その際は協力すること。

6. 応募方法

(1) 提出書類

・令和5年度免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業計画書（様式1）に必要事項を記入の上、以下の文書を添付する。また、書面審査の予定であるため、必要に応じて事業計画に関する参考となる資料があれば併せて提出すること。

- ・団体概要（様式2）
- ・事業計画書（様式3）
- ・所要額内訳書（様式4）
- ・その他添付資料

定款（寄付行為）、財産目録、貸借対照表の写し、事業計画に関する参考資料、法人を都道府県拠点病院として指定したことが確認できる書類の写し

(2) 提出先

以下の方法により令和5年6月16日（金）17時必着で提出すること。

① 書面による場合

A4用紙両面刷りにより、以下の宛先まで1部送付すること。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局がん・疾病対策課疾病情報管理係

② 電子媒体による場合

電子媒体（PDF）を以下のメールアドレス宛に送付すること。

メールアドレス：mhlw-disease@mhlw.go.jp

(3) 提出に当たっての注意事項

- ① 理由の如何にかかわらず、提出した応募書等を変更又は取り消すこと

はできない。

- ② 提出された応募書等は、当該審査以外に提出者に許可なく使用しない。
- ③ 応募書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ④ 電話やメールによる質問及び追加資料の提出を求める場合がある。
- ⑤ 虚偽の記載をした申請は無効とする。
- ⑥ 一法人当たり1件の申請を限度とし、それを超える申し込みを行った場合はすべての申請を無効とする。
- ⑦ 応募資格を満たさない法人の申請は無効とする。
- ⑧ 前記⑤～⑦までに掲げるほか、本公募要領に違反した申請は無効とする。

7. 採択方法

(1) 審査の方法

採択については、健康局がん・疾病対策課（以下「がん・疾病対策課」という。）において、応募要件に該当する旨を確認した後、応募内容等を審査する。審査は、がん・疾病対策課において、本事業に関する審査委員会を設置し、(3)の審査項目について、審査を実施する。

審査委員会は、申請者から提出された応募書等の内容について、書類審査及び必要に応じてメールによる質疑応答を行い、それらの評価結果を基に、優秀と認められる法人から、事業規模と予算額とともに応募の事業内容を勘案し、8法人程度を選定する。なお、審査は非公開で行い、その経緯は通知せず問い合わせにも応じない。

(2) 審査の手順

審査は、原則として書面審査により行うこととし、以下の手順で実施する。

① 形式審査

提出された応募書等について、がん・疾病対策課において「2. 応募の資格」への適合性について審査する。なお、「2. 応募の資格」を満たしていないものについては、②以降の審査対象から除外する。

② 書類審査

審査委員会により書類審査を実施する。

③ メールによる質疑応答

必要に応じて、審査委員会より申請者(代理も可)に対してメールによる質疑応答を実施する。

④ 最終審査

書類審査及びメールによる質疑応答における評価等を踏まえ、審査委員会において、最終審査を実施し法人を決定する。

(3) 審査の項目

審査の項目は以下のとおりとする。

- ・ 本事業の実施体制
- ・ 本事業の支援対象者
- ・ 患者等の課題把握と両立支援プランの策定
- ・ 両立支援プランに基づく両立支援の実施
- ・ 本事業の周知方法及び他の医療機関の患者等に関する相談対応
- ・ 補助によって得られる成果

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、採択の可否及び国庫補助基準額について、速やかに応募法人に対して通知する。なお、採択決定後において、厚生労働省が指示する補助金に関する書類の提出期限を守らない場合は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。

(5) 審査スケジュール予定

提出期間：令和5年6月16日（金）（必着）

審査期間：令和5年6月下旬

結果連絡：令和5年7月上旬

※上記スケジュールは目安であり、諸般の事情により変更されることがある

8. 本事業の照会先

本事業に関する照会先は以下のとおりとする。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局がん・疾病対策課疾病情報管理係

電話：03-5253-1111（内2359）

メールアドレス：mhlw-disease@mhlw.go.jp